

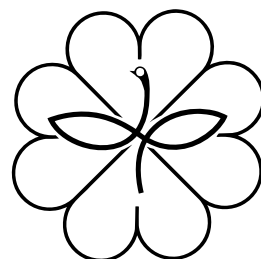
ご存じですか？ 地域の身近な相談相手 「民生委員・児童委員」

5月12日は民生委員・児童委員の日(5月12日～18日は活動強化週間)

■ 民生委員・児童委員を知っていますか？

「地域のつながりが希薄になってきている」と言われる現代では、高齢者や障がいのある人、子育てや介護をしている人などが、周囲に相談できず孤立してしまうケースが増えています。そのようなときに、地域の身近な相談相手となるのが「民生委員・児童委員」です。

誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、さまざまな活動をしている「民生委員・児童委員」について知っていただき、活動へのご理解をお願いします。



民生委員・児童委員のマーク

民生委員・児童委員ってどんな人なの？

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

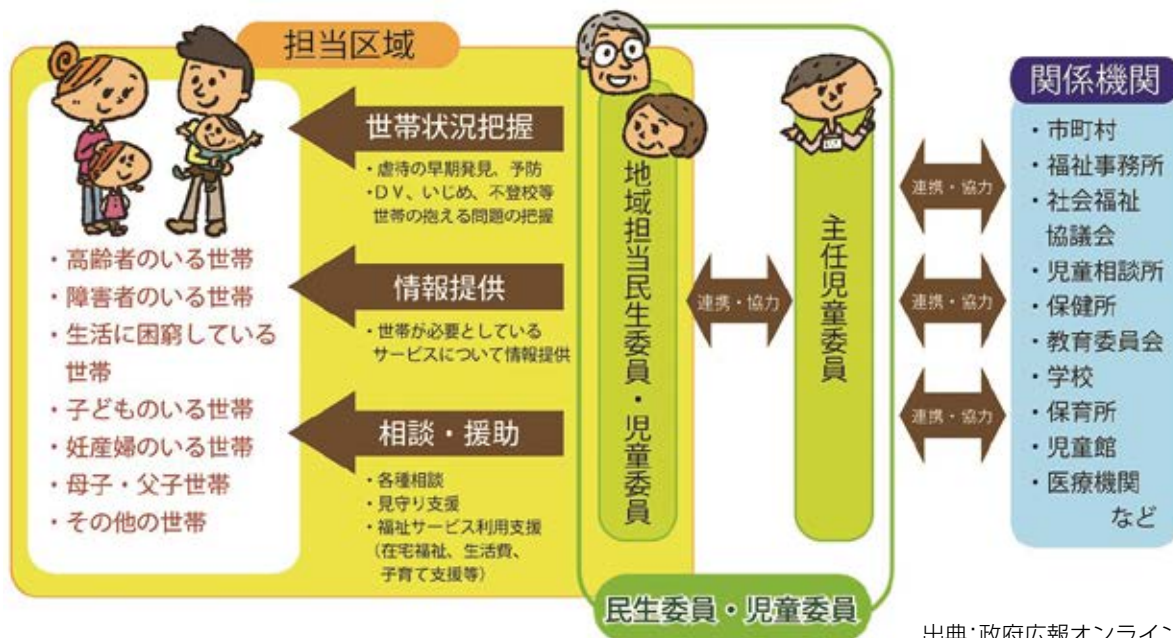
また民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。

民生委員・児童委員は、地域住民の立場に立って相談に応じ、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐ役割を務めます。

主任児童委員という人もいるの？

民生委員・児童委員の中でも、子どもや子育てに関する支援を専門に担当するのが、主任児童委員です。

主任児童委員は、地域の民生委員・児童委員と連携しながら、育児に関する支援や児童健全育成活動などに取り組みます。



出典:政府広報オンライン

民生委員・児童委員の3つの基本姿勢

- ①社会奉仕の精神** 社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努めます。
- ②基本的人権の尊重** 民生委員・児童委員には、民生委員法第15条に定められた守秘義務があります。活動を行うにあたって、相談内容や個人の秘密を守り、個人の人格を尊重します。
- ③政治的中立** 職務上の地位を政党または政治的目的のために利用しません。

■ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について

民生委員・児童委員の皆さんは、地域で支援が必要な家庭などへの訪問活動や見守りを行っています。主任児童委員の皆さんは、地域でのサロン活動などで子育て中の人と交流したり、小学校への訪問を行ったりしています。

また、高齢者福祉施設や障がい者支援施設での交流や、救命法とAED(自動体外式除細動器)の使い方講習など、福祉に関するさまざまな研修や講習に参加するなどして、その知識や経験の向上に努められています。

年に2回、「広報かめやま」とともに配布している「民生委員・児童委員たより」に活動内容などが掲載されています。ぜひ、ご覧ください。



< 亀山市での主な活動の例 >

- ひとり暮らし・ふたり暮らしの高齢者や生活保護世帯などの見守り活動
- 高齢者宅への友愛訪問
- 亀山市高齢者実態調査への協力
- 各種手当に関する調査
- 小学校への訪問・懇談
- 児童との交流など

■ 亀山市の民生委員・児童委員、主任児童委員からひとこと

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、西部・中部・北部・関の4地区の協議会で構成されています。

民生委員・児童委員は、地域の皆さんの身近な相談相手として、介護や育児などの相談に応じます。

また、支援が必要な場合には、専門機関へとつなげていく「つなぎ役」です。お困りのことがあれば、気軽にお近くの民生委員にご相談ください。

日々の訪問活動以外には、地区毎で開催される定例会で、情報共有や研修会を行っています。また、10月には、高齢者の世帯状況実態調査を行う予定ですので、ご協力をお願いします。

主任児童委員

主任児童委員は、各地区2人～3人の全9人で活動をしています。

日々の育児のなかで、気軽に悩みを話すことのできる相談相手になれたらと思い、活動をしています。

子どもたちとの遊びの場であり、お母さん同士の交流の場として活用してもらえる地域の子育てサロンを開いているほか、市内の保育所・幼稚園、小・中学校へ訪問し、関係機関との連携を深めています。



亀山市では、民生委員・児童委員89人、主任児童委員9人の定数で活動をしています。市内には、4地区の地区民生委員児童委員協議会があり、これらを総括した組織が亀山市民生委員児童委員協議会連合会です。

◀4地区の会長と主任児童委員代表者の皆さん

2019年度は民生委員・児童委員一斉改選の年です

民生委員・児童委員は、任期が3年間であり、就任している現在の委員は2019年11月30日に任期満了になります。

民生委員・児童委員の一斉改選は、次期候補者を民生委員・児童委員の担当する地区毎にその地区内の自治会長から推薦していただき、亀山市民生委員推薦会で選考を行います。その後、三重県の審議会の意見を踏まえて、厚生労働大臣に推薦されます。

問合せ先

地域福祉課福祉総務グループ(あいあい ☎84-3311)

亀山市民生委員児童委員協議会連合会(亀山市社会福祉協議会内)(あいあい ☎82-7985)